

平成31年度いじめの問題に関する指導者養成研修 実施要項

1 目的

いじめ防止対策推進法（平成25年）において、いじめは、すべての児童生徒に関わる問題であるとしている。そして、いじめの防止等の対策は、1）いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすること、2）いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護するため、関係諸機関が緊密に連携することとしている。これらのことを、組織的かつ総合的に取り組むことで、問題の根絶をめざしている。

本研修では、学校が組織的にいじめの未然防止および早期発見に取り組むことで、上記の目的を達成するには、1）いじめの問題に関する諸課題の改善に専門的知見を活用し、組織的な取組を推進する力、2）学校、地域の教職員の専門性向上を推進する力、を習得した指導者の養成を図る。

2 主催 独立行政法人教職員支援機構

3 共催 文部科学省

4 開催地・期間・会場・定員

開催地	開催期間	会場	定員
つくば会場	平成31年5月7日(火) ～5月10日(金)	教職員支援機構つくば中央研修センター (〒305-0802 茨城県つくば市立原3)	120名 (6ユニット)
福岡会場	平成31年5月21日(火) ～5月24日(金)	南近代ビル貸会議室 (〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南4丁目2番1号)	80名 (4ユニット)
京都会場	平成31年6月3日(月) ～6月6日(木)	京都テルサ (〒601-8047 京都府京都市南区東九条下殿田町70)	80名 (4ユニット)
仙台会場	平成31年9月17日(火) ～9月20日(金)	フォレスト仙台 (〒981-0933 仙台市青葉区柏木1丁目2番地45)	80名 (4ユニット)

5 受講者

(1) 受講資格

- ①都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者
- ②小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭
- ③当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）

※「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）を踏まえ、本研修における女性教職員の割合を10%以上とすることを、当機構として目標としている。女性の積極的な推薦について御配慮願いたい。

(2) 推薦人数

4会場とも全ての都道府県を対象とし、合計推薦人数は、各都道府県（中核市分を含む）においては7名程度、各指定都市においては2名程度とする。

(3) 推薦手続

推薦期限：【つくば会場】平成31年4月1日（月）【他会場】平成31年4月19日（金）

各都道府県・指定都市教育委員会においては推薦者を取りまとめ、「研修情報登録システム」により推薦を行う。

中核市教育委員会においては、[様式1]により都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会が「研修情報登録システム」により推薦を行う。

私立学校においては、都道府県知事部局に連絡し、都道府県知事部局が、教職員支援機構（電子メール「kk2@ml.nits.go.jp」）宛てに、[様式1]により推薦を行う。

国公立大学法人、独立行政法人国立青少年教育振興機構及び教職大学院を置く各大学については、各機関の担当部局が取りまとめの上、教職員支援機構（電子メール「kk2@ml.nits.go.jp」）宛てに、[様式1]により推薦を行う。

(4) 受講者の決定

各都道府県・指定都市教育委員会等からの推薦に基づき、教職員支援機構が決定し通知する。定員を超過する場合は、受講者数を調整する場合がある。

6 研修内容

別紙「日程表」のとおりとする。

講義と協議から、いじめの問題の捉え方について理解を深めるとともに、未然防止、問題の解決に向け、適切な対応や体制づくり等の効果的な考え方を学ぶ。これらを踏まえ、いじめの問題に取り組む指導者としてのマネジメントの基礎を身に付ける。

7 事前課題

(1) 研修成果活用計画書の作成

演習・協議用資料として、事前に研修成果活用計画書（A4用紙1枚程度を予定）を作成し、提出すること。なお、内容、提出期限、提出方法については、受講者決定時に別途連絡する。

(2) 事前学習

受講者は、本研修を受講するに当たり、次の文部科学省からの通知、資料等に目を通しておくことが望ましい。（いずれも文部科学省 Web ページよりダウンロード可）

- ・「原子力発電所事故等により福島県から避難している児童生徒に対するいじめの状況等の確認に係るフォローアップ結果等を踏まえた対応について」（平成29年4月11日通知）
- ・「東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について」（平成28年12月16日通知）
- ・「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日通知）
- ・「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（平成30年11月29日通知）
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定 最終改訂 平成29年3月14日）

- ・「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）
- ・「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日法律第71号）
- ・「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について」（平成27年8月4日通知）
- ・生徒指導提要（平成22年4月2日文科科学省取りまとめ）
- ・いじめ対策に係る事例集（平成30年9月）

8 その他

- (1) 所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。受講者推薦の際に、必ず受講者の氏名を確認し、正確に記入すること。
- (2) つくば会場の研修は、原則として宿泊研修とし、教職員支援機構の宿泊施設を利用するものとする。他の開催地における宿泊等については、受講者各自で手配するものとする。研修及び宿泊に際し、特別な配慮が必要な者（障害、持病等）を推薦する場合には、事前に当機構に相談すること。
- (3) 推薦者は、研修修了者に対し、研修成果を効果的に活用する機会の提供、確保等の配慮をすること。